

締約国に関する情報 B Y	ベラルーシ 一 般 情 報	附属書 B 1 B Y
国内官庁の名称	National Center of Intellectual Property (Belarus) (国立知的所有権センター (ベラルーシ))	
所在地及び郵便のあて名	20, ul.Kozlova, 220034 Minsk, Belarus	
電話番号	(375-17) 272 46 96	
ファクシミリ装置	(375-17) 272 97 51	
電子メール	icd@ncip.by ncip@ncip.by	
インターネット	www.ncip.by	
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	ファクシミリ装置	
送付することができる書類の種類	すべての書類	
書類の原本提出義務	送付の日から14日以内に提出	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する。ただし、DHL, Federal Express 又はTNTの配達サービスを条件とする。	
ベラルーシの国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人の選択により国立知的所有権センター (ベラルーシ) , ユーラシア特許庁 (E A P O) 又はW I P O国際事務局 (附属書C参照)	
国内法令 ¹ はユーラシア特許庁 (E A P O) 又はW I P O国際事務局への国際出願を制限するか？	次の場合、出願は制限される： ベラルーシ国内に居所若しくは業務上の本拠地を有する自然人 又は法人	
ベラルーシが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	国内保護：国立知的所有権センター (ベラルーシ) (国内段階参照) ユーラシア特許：ユーラシア特許庁 (E A P O) (国内段階参照)	
ベラルーシを選択できるか？	できる (PCT第二章に拘束)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	国内：特許, 実用新案 ユーラシア：特許	
国際型調査に関するベラルーシの規定	なし	

[次頁に続く]

1 発明特許, 実用新案及び意匠に関する法律, 第32条。

B Y

ベラルーシ (続き)

B Y

国際公開に基づく仮保護

国内特許を目的とする指定の場合：

国際公開後にロシア語への翻訳文又は国際出願がロシア語で行われた場合には、出願時の出願の写しを提出することにより、損害賠償に対する権利を有するという意味において特許付与に基づく仮保護が与えられる。

ユーラシア特許を目的とする指定の場合：

国際公開（ロシア語による場合）の後、又は公開がロシア語以外の言語で行われた場合にはE A P Oによる国際出願のロシア語による翻訳文の公開の後、国内法に従って仮保護が与えられる。

ベラルーシが指定（又は選択）されている場合の有益な情報

国内保護について

ベラルーシが指定（又は選択）されている場合に発明者の氏名（名称）及びあて名を提示しなければならない時期

願書中に記載しなければならない。PCT第22条又は第39条(1)に規定する期間の満了時に要件を満たしていない場合、管轄官庁は通知を受領した日から2箇月以内に当該要件を満たすよう出願人に求める。

微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？

あり（附属書L参照）

ユーラシア特許については、附属書B 2のユーラシア特許機構（E A）を参照